

## 発表事項

- 1 電子カルテ情報共有サービスの法施行に伴う支払基金定款の一部変更等
- 2 令和8事業年度医療介護情報化等特別会計予算、事業計画及び資金計画
- 3 令和8事業年度認可事業特別会計医師手当業務準備勘定予算、事業計画及び資金計画等
- 4 令和8事業年度財政調整等特別会計予算、事業計画及び資金計画
- 5 令和8年1月審査分の審査状況
- 6 令和8年2月審査分の特別審査委員会審査状況

## 令和8事業年度予算 財政調整等特別会計に係る主な収入及び支出について

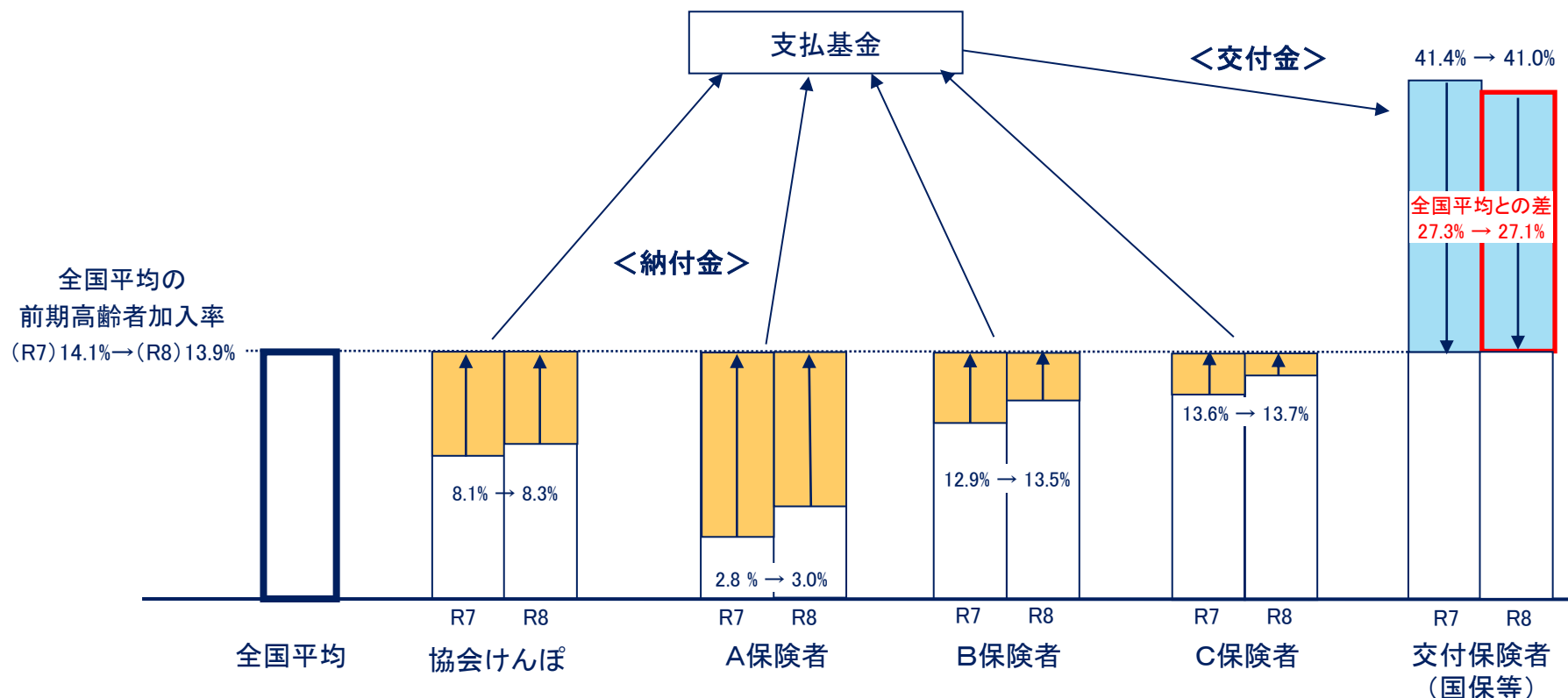
No.	会計名	勘定名	業務収益	業務費用	頁
1	前期高齢者	事業費	前期高齢者納付金	前期高齢者交付金	2
2		事務費	保険者からの事務費拠出金	給与手当、委託費等	
3	後期高齢者医療	事業費	後期高齢者支援金	後期高齢者交付金	5
4		事務費	保険者からの事務費拠出金	給与手当、委託費等	
5	介護保険	事業費	介護給付費・地域支援 事業支援納付金	介護給付費交付金 地域支援事業支援交付金	
6		事務費	国からの補助金	給与手当、委託費等	
7	認可事業	特定健診等決済代行事業費	保険者からの特定健診等費用 保険者からの事務費	特定健診等費用 給与手当、委託費等	
8		被扶養者情報通知経由事業費	後期高齢者医療広域連合 からの事務費	給与手当、委託費等	
9		特別保健福祉事業費	国からの補助金	委託費等	
10		医師手当業務準備	国からの補助金	給与手当、委託費等	
11	病床転換助成事業	事業費	別途積立金からの受入金	病床転換助成交付金	
12		事務費	保険者からの事務費拠出金	給与手当、委託費等	
13	特定B型肝炎ウイルス感染者 給付金等支給関係	事業費	国からの交付金	給付金等支給金	
14		事務費	国からの交付金	給与手当、委託費等	
15	流行初期医療確保措置	流行初期医療確保措置	都道府県からの事務費	給与手当、委託費等	
16	子ども・子育て支援納付金	事業費	支援納付金	国への納付	8
17		事務費	国からの補助金	給与手当、委託費等	

# 前期高齢者特別会計 事業計画及び前期高齢者に係る財政調整の概要

## 令和8事業年度 事業計画の概要

高齢者の医療の確保に関する法律第139条第1項第1号の規定に基づき、保険者等からの前期高齢者納付金等（納付金:3兆3,284億円、補助金:200億円、事務費拠出金:3億円）の徴収並びに保険者に対する前期高齢者交付金（3兆3,539億円）の交付等を行う。

## 前期高齢者に係る財政調整の概要



# 前期高齢者特別会計 事業費勘定予算のポイント

## 令和8事業年度 事業費勘定予算のポイント

- ① 交付保険者の前期高齢者（65歳以上75歳未満）の減少等に伴い財政調整規模が縮小するため、令和8年度の概算交付金は、前年度より285億円（▲0.9%）減少し3兆2,988億円
  - ・ 交付保険者の前期高齢者は968万人⇒918万人（▲5.1%）
  - ・ 交付保険者の一人当たり3年平均前期高齢者給付費額は479千円⇒499千円（4.2%）
- ② 特別負担調整交付金精算額は、前年度より41億円（概算納付金0.1%相当）増加し182億円
- ③ ①及び②に伴い、令和8年度の概算納付金は前年度より326億円（▲1.0%）減少し3兆2,607億円
- ④ これらの結果、令和8年度の前期高齢者納付金は前年度より943億円（▲2.8%）減少し3兆3,284億円

# 前期高齢者特別会計 事業費勘定予算

単位：億円

令和7事業年度

令和8事業年度

37,241億円

36,348億円

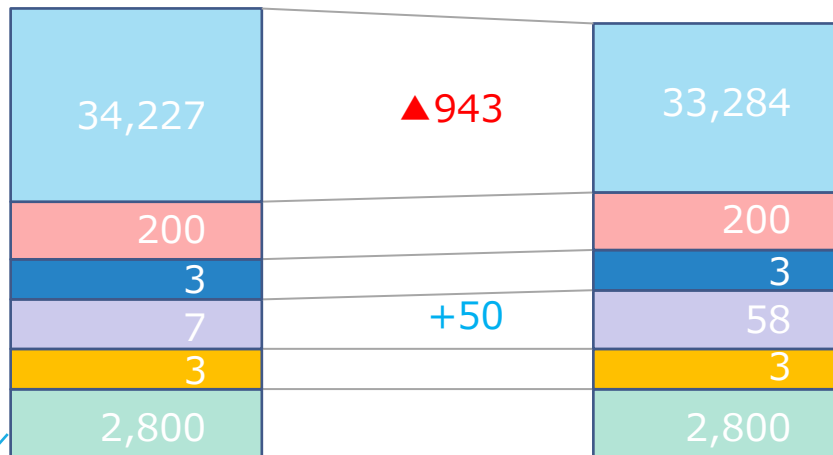
( ) 内数値は対前年度増減率

▲893億円

## 収入

前期高齢者納付金収入 3兆4,227億円

- R7 概算納付金額 3兆2,933億円
- R5 納付金精算額等 1,294億円
- R5 納付金精算額・調整金額 1,147億円
- R5 特別負担調整交付金精算額 142億円
- R5 納付金精算返還金 5億円



前期高齢者特別負担調整交付金収入

前期高齢者関係事務費拠出金収入

受入金 (別途積立金取崩額)

雑収入

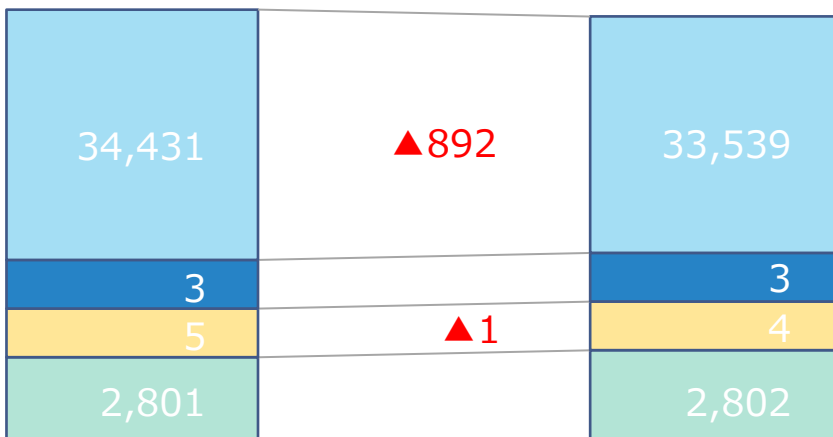
- R5 交付金精算返還金 3億円
- 利子収入 0.6億円

借入金

## 支出

前期高齢者交付金 3兆4,431億円

- R7 概算交付金額 3兆3,274億円
- R5 交付金精算額等 1,158億円
- R5 交付金精算額・調整金額 1,155億円
- R5 交付金精算返還金 3億円



事務費勘定へ繰入

諸支出金

R5 納付金精算返還金

予備費

前期高齢者納付金収入 3兆3,284億円

- (▲2.8%)
- R8 概算納付金額 3兆2,607億円 (▲326億円 ▲1.0%)
- R6 納付金精算額等 677億円
- R6 納付金精算額・調整金額 491億円
- R6 特別負担調整交付金精算額等 182億円 (+41億円 +28.2%)
- R6 納付金精算返還金 4億円

前期高齢者特別負担調整交付金収入

前期高齢者関係事務費拠出金収入

受入金 (別途積立金取崩額)

- R6 納付金精算額・調整金額から
- R6 交付金精算額・調整金額を差引いた額 58億円

雑収入

- R6 交付金精算返還金 2億円
- 利子収入 1億円

借入金 (概算納付金額の1ヵ月分)

前期高齢者交付金 3兆3,539億円

- (▲2.6%)
- R8 概算交付金額 3兆2,988億円 (▲285億円 ▲0.9%)
- R6 交付金精算額等 551億円
- R6 交付金精算額・調整金額 549億円
- R6 交付金精算返還金 2億円

事務費勘定へ繰入

諸支出金

R6 納付金精算返還金

予備費 (概算納付金額の1ヵ月分、雑収入から特別負担調整交付金負担割合変更による調整額を差引いた額)

(注) 端数整理(四捨五入)の関係から、合計額が不一致となる場合があります。

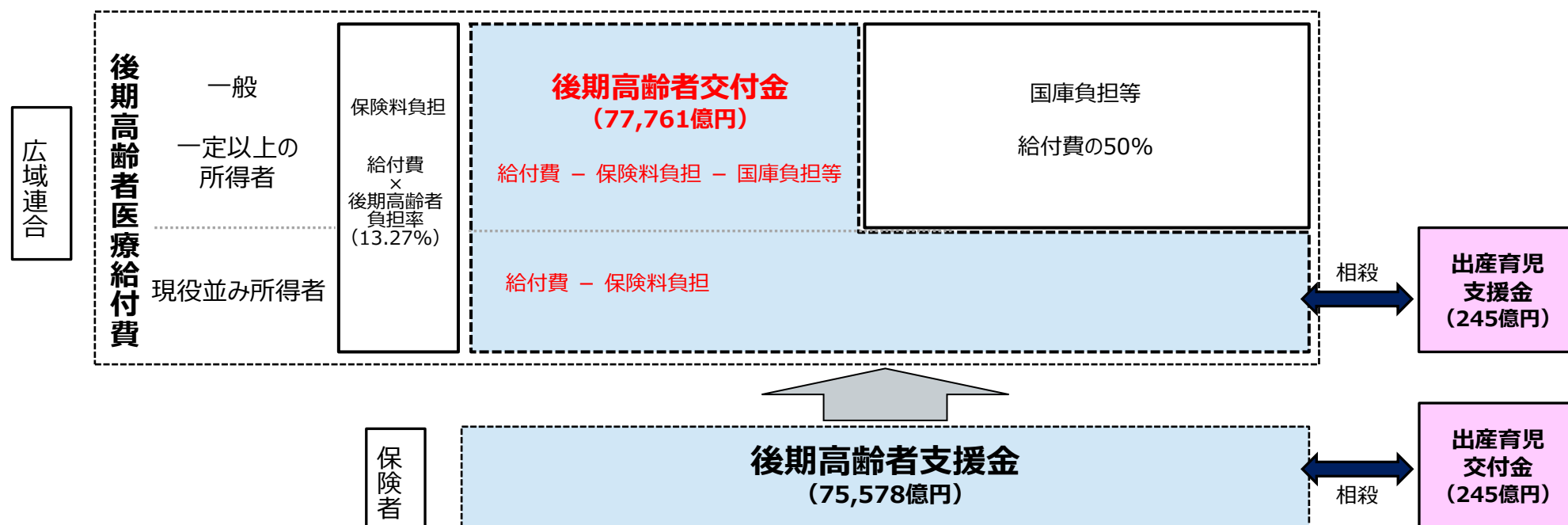
# 後期高齢者医療特別会計 事業計画及び後期高齢者医療制度の概要

## 令和8事業年度 事業計画の概要

高齢者の医療の確保に関する法律第139条第1項第2号の規定に基づき、保険者からの後期高齢者支援金等（支援金:7兆5,578億円、事務費拠出金:4億円）の徴収、後期高齢者医療広域連合に対する後期高齢者交付金（7兆7,761億円）の交付等を行う。

同条同項第3号の規定に基づき、後期高齢者医療広域連合から出産育児支援金（245億円）の徴収、保険者に対する出産育児交付金（245億円）の交付を行う。

## 後期高齢者医療制度の概要



(注) 端数整理(四捨五入)の関係から、合計額が不一致となる場合があります。(以下この事項について同じ)

# 後期高齢者医療特別会計 事業費勘定予算のポイント

## 令和8事業年度 事業費勘定予算のポイント

### 後期高齢者交付金の令和7年度予算額変更の経緯及び令和8年度への影響

- 令和7年度は、後期高齢者交付金が当初予算で7兆5,047億円であったが、医療費等の実績を踏まえた結果、後期高齢者交付金予算額に不足が生じることが想定されたため、後期高齢者交付金を600億円増額とする予算変更を行った。
- 令和8年度は、後期高齢者交付金に不足が生じ借入により対応することを想定したため、借入利息を計上している。

### 後期高齢者交付金及び後期高齢者支援金の増加

- 令和8年度の概算交付金が令和7年度予算変更後より1,684億円（2.7%）増加しているが、予算変更前より2,284億円（3.0%）増加
- 令和8年度の概算支援金は、令和7年度予算より2,284億円（3.0%）増加しているが、支援金精算額等は令和7年度予算変更前の1,458億円より296億円増加しており、令和8年度の後期高齢者支援金は1,988億円（2.7%）増加の7兆5,578億円

### 出産支援金等の徴収及び交付

- 後期高齢者医療広域連合には後期高齢者交付金から出産育児支援金（245億円）を相殺した額を交付し、保険者からは後期高齢者支援金等から出産育児交付金（245億円）を相殺した額を徴収
- 高齢者の医療の確保に関する法律附則第15条により特例交付割合が令和7年度まで1/2とされていたため、出産育児支援金が前年度（112億円）より133億円（218.8%）増加し245億円

# 後期高齢者医療特別会計 事業費勘定予算

令和7事業年度 (変更後)

令和8事業年度

単位：億円

( ) 内数値は対前年度増減率

## 収入

82,497億円

84,097億円

+1,600億円

後期高齢者支援金収入 7兆3,590億円

- R7 概算支援金額 7兆5,048億円
- R5 支援金精算額等 ▲1,458億円
- R5 支援金精算額・調整金額 ▲1,458億円
- R5 支援金精算返還金 1百万円

出産育児支援金収入

後期高齢者関係事務費拠出金収入

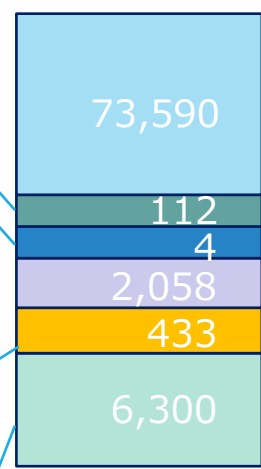
受入金 (別途積立金取崩額)

- R5 支援金精算額・調整金額 1,458億円
- R7 交付変更に係る受入額 (予算変更) 600億円

雑収入

- R6 交付金精算返還金 423億円
- 利子収入 10億円

借入金



+1,988

+133

▲303

▲418

+200

後期高齢者支援金収入 7兆5,578億円 (+2.7%)

- R8 概算支援金額 7兆7,332億円 (+2,284億円 +3.0%)
- R6 支援金精算額等 ▲1,754億円
- R6 支援金精算額・調整金額 ▲1,754億円
- R6 支援金精算返還金 2百万円

出産育児支援金収入 245億円 (119.0%)

- R8 概算支援金額 255億円
- R6 支援金精算額 ▲10億円

後期高齢者関係事務費拠出金収入

受入金 (別途積立金取崩額)

- R6 後期支援金精算額・調整金額 1,754億円
- 老人保健特別会計から承継の別途積立金からの受入 1億円

雑収入

- R7 交付金精算返還金 12億円
- 利子収入 3億円

借入金 概算支援金額の1ヵ月分 (R7追加交付金額430億円分含む)

後期高齢者交付金 7兆7,761億円 (+2.7%)

- R8 概算交付金額 7兆7,331億円 (+1,684億円 +2.2%)
- R7 追加交付金額 430億円

出産育児交付金 245億円 (118.9%)

- R8 概算交付金額 255億円
- R6 交付金精算額 ▲10億円

事務費勘定へ繰入

- 後期高齢者関係業務に要する事務費 4億円
- 老人保健特別会計から承継の別途積立金からの繰入 1億円

借入利息

諸支出金

- R6 支援金精算返還金(保険者の解散による返還) 2百万円

予備費 (概算支援金額の1ヵ月分、雑収入等)

## 支出

後期高齢者交付金 7兆5,647億円

- R7 概算交付金額 (当初) 7兆5,047億円
- R7 概算交付金額 (予算変更による追加額) 600億円

出産育児交付金

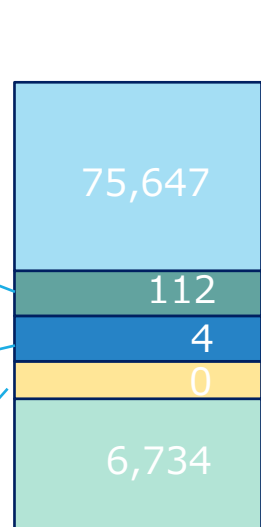
事務費勘定へ繰入

後期高齢者関係業務に要する事務費 4億円

諸支出金

- R5 支援金精算返還金(保険者の解散による返還) 1百万円

予備費



+2,114

+133

+1

+6

▲654

後期高齢者交付金 7兆7,761億円 (+2.7%)

- R8 概算交付金額 7兆7,331億円 (+1,684億円 +2.2%)
- R7 追加交付金額 430億円

出産育児交付金 245億円 (118.9%)

- R8 概算交付金額 255億円
- R6 交付金精算額 ▲10億円

事務費勘定へ繰入

- 後期高齢者関係業務に要する事務費 4億円
- 老人保健特別会計から承継の別途積立金からの繰入 1億円

借入利息

諸支出金

- R6 支援金精算返還金(保険者の解散による返還) 2百万円

予備費 (概算支援金額の1ヵ月分、雑収入等)

# 子ども・子育て支援納付金の概要

## 概要

- 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年6月12日に公布、令和6年10月1日に施行され、子ども・子育て支援法第71条の14第1項において、支払基金に子ども・子育て支援納付金（以下「支援納付金」という。）関係業務を行わせることができるとされた。
- 支援納付金対象費用（※1）に充てるため、令和8年度から毎年度、健康保険者等（※2）から支援納付金を徴収することとされているため、支払基金は令和8年度から支援納付金の徴収業務を開始する。
- 施行初年度となる令和8年度においては、国民健康保険や後期高齢者医療制度の加入者に対して、各保険者等から令和8年6月から7月頃に納入通知書が送付され、支援金の徴収が始まることを踏まえ、令和8年9月納付分から令和9年4月納付分までの8期に分けて、健康保険者等から支援納付金を徴収することを予定している。
- 令和9年度以降は支援納付金は後期高齢者支援金等と同様に、徴収総額を12期に分割して徴収する。

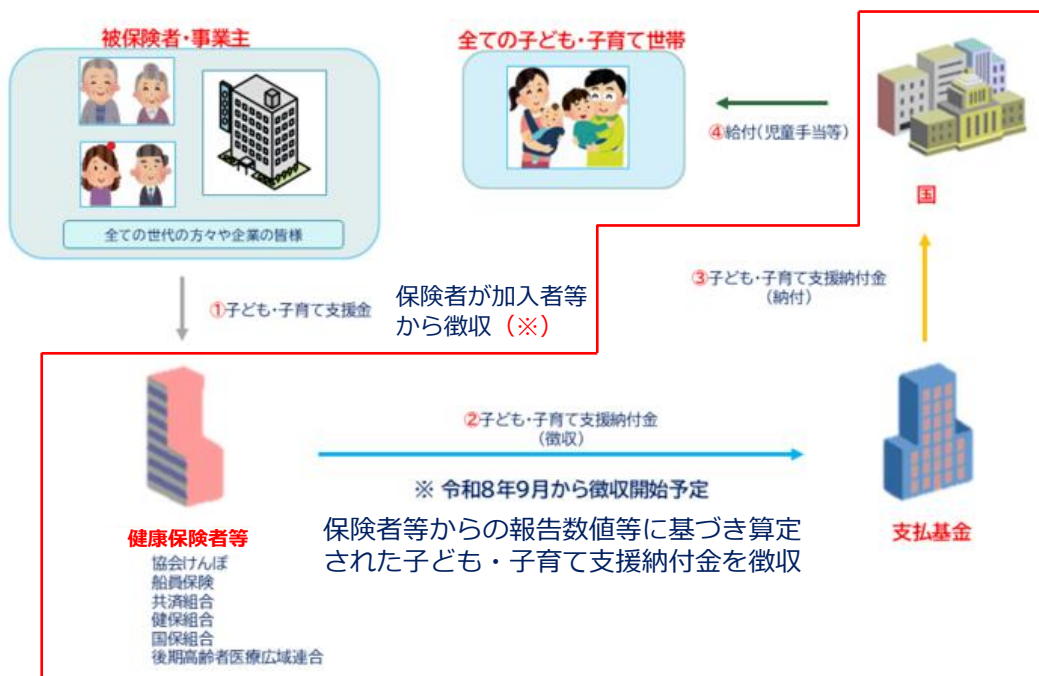
※1 支援納付金対象費用：児童手当、妊婦支援給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金、こども誰でも通園制度、国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除、子ども・子育て支援特例公債の償還金等

※2 健康保険者等：健康保険者（健康保険各法の規定により保険給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、都道府県、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団）又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療広域連合

# 子ども・子育て支援納付金の概要

## 子ども・子育て支援納付金の徴収等フロー図及び按分図

徴収等フロー図

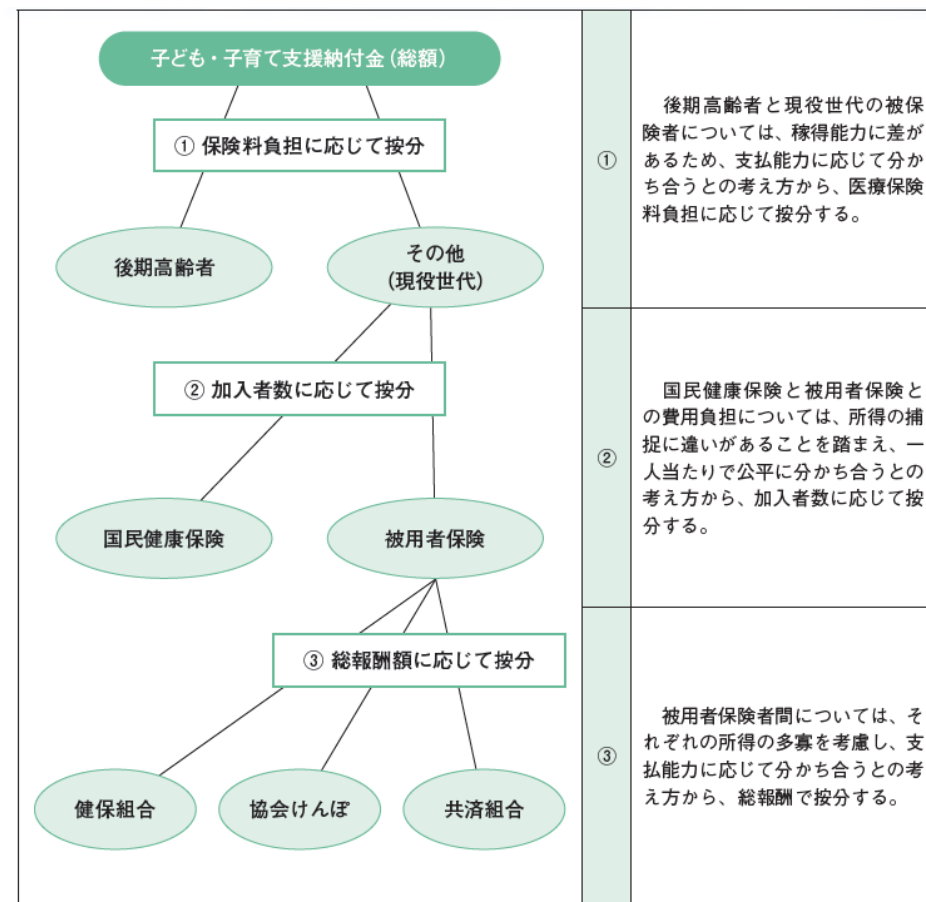


支援納付金等算定における諸率（こども家庭庁告示）

※ 標準報酬総額の**0.23%**（子ども・子育て支援金率）

→保険者のうち、被用者保険等保険者が加入者から徴収する支援金計算に用いる国が一律で示す率

按分図



# 子ども・子育て支援納付金特別会計 事業計画及び収入支出予算

## 事業計画の概要

子ども・子育て支援法第71条の14第1項第1号の規定に基づき、健康保険者等からの子ども・子育て支援納付金を徴収し、利子収入等を含め全額をこども家庭庁へ納付する。

## 事業費勘定収入支出予算

単位：千円

健康保険者等から徴収する子ども・子育て支援納付金7,356億円を計上

健康保険者等より徴収した子ども・子育て支援納付金等をこども家庭庁へ納付するため支援納付金支出7,357億円を計上

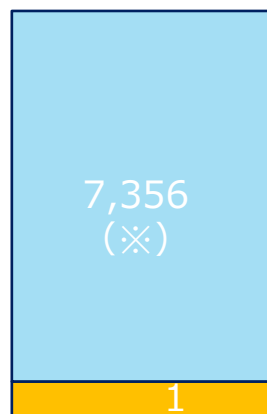
### 収入

#### 子ども・子育て支援納付金収入（※）

（※）個人・事業主からの拠出総額6,000億円＋国保・後期の低所得者への軽減措置等の所定の公費1,356億円

雑収入  
利子収入等

7,357億円



### 支出

#### 支援納付金支出

7,357億円



子ども・子育て支援納付金  
7,356億円  
利子収入等  
1億円

## 【参考】改正子ども・子育て支援法等の規定（該当箇所抄）

### 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）抄

第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

**第七十一条の三** 政府は、次に掲げる費用（支援納付金対象費用）に充てるため、令和八年度から毎年度、健康保険者等から、子ども・子育て支援納付金を徴収する。

〔以下省略〕

（支払基金による子ども・子育て支援納付金の徴収）

**第七十一条の十四** 内閣総理大臣は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に、次に掲げる事務の全部又は一部を行わせることができる。

一 第七十一条の三第一項の規定による子ども・子育て支援納付金の徴収

〔以下省略〕

附 則（令和六年六月一二日法律第四七号）抄

（子ども・子育て支援納付金の導入に当たっての経過措置及び留意事項）

#### 第四十七条

1 〔省略〕

2 政府は、前項の規定の趣旨及び受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図る観点を踏まえ、加速化プラン実施施策（こども未来戦略に「加速化プラン」において実施する具体的な施策」として記載された施策をいう。以下この項及び次条において同じ。）を実施するために必要となる費用については、全世代型社会保障制度改革等を通じた国及び地方公共団体の歳出の抑制その他歳出の見直し、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第一条第二項の規定により少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとされている消費税の収入、施行日新支援法第六十九条第一項に規定する拠出金の収入、加速化プラン実施施策に係る社会保険料の収入並びに施行日新支援法第七十一条の三第一項に規定する支援納付金対象費用（第五項において「支援納付金対象費用」という。）に係る財源により賄うものとし、次の各号に掲げる各年度における子ども・子育て支援納付金（当該年度の支援納付金公費負担額に相当する部分を除いた部分に限る。）の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を目安とするものとする。

一 令和八年度 おおむね六千億円

二 令和九年度 おおむね八千億円

三 令和十年度 おおむね一兆円

## 【参考】改正子ども・子育て支援法等の規定（該当箇所抄）

### 3 〔省略〕

#### 4 第一項及び第二項の「支援納付金公費負担額」とは、次の各号に掲げる額の総額をいう。

- 一 第二条の規定による改正後の健康保険法（附則第四十九条において「新健康保険法」という。）第百五十四条第二項の規定による国庫補助の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）
- 二 第七条の規定（附則第一条第五号へに掲げる改正規定に限る。）による改正後の国家公務員共済組合法第九十九条第二項第三号に掲げる費用のうち、同号に定める国の負担金をもって充てる部分の額
- 三 第八条の規定による改正後の国民健康保険法（以下この号において「新国民健康保険法」という。）第七十条第一項の規定による国庫負担金、新国民健康保険法第七十二条第一項の規定による調整交付金及び新国民健康保険法第七十二条の二第一項の規定による繰入金の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）並びに新国民健康保険法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項、第七十二条の三の三第一項及び第七十二条の四第一項の規定による繰入金並びに新国民健康保険法第七十三条第一項の規定による補助の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）
- 四 第十一条の規定（附則第一条第五号トに掲げる改正規定に限る。）による改正後の地方公務員等共済組合法第百十三条第二項第二号の二に掲げる費用のうち、同号に定める地方公共団体の負担金をもって充てる部分の額
- 五 高齢者の医療の確保に関する法律第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）

〔以下省略〕